

In the Spotlight

保険者の金融リスクに係る会計上のミスマッチの最小化

2020年6月19日

会計上のミスマッチを最小化するための IFRS ツールボックスにあるツール

要約

国際財務報告基準(IFRS)第 17 号「保険契約」は、保険者が発行する保険契約の会計処理に重大な変更をもたらす。多くの保険者にとって、IFRS 第 9 号「金融商品」は、同様に、保険契約から生じる義務を裏付けるために保有する資産の会計処理に変更をもたらすであろう。場合によっては、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の相互作用により、保険契約と保険契約を裏付けるために保有されている資産との間で、どのように認識され、測定されるかにより、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。本資料では、保険者が、そのような金融リスクを軽減するために IFRS 第 9 号の範囲内にある金融資産を利用する場合、ヘッジ会計を適用する取扱いを含む、IFRS 第 9 号および IFRS 第 17 号で利用可能な選択肢の利用により、これらのミスマッチをいかに最小化できるかを検討している。また、保険者が利用する一般的なヘッジ戦略に対して、実際にどのようにヘッジ会計を適用ができるかについても探求している。

1. はじめに

IFRS 第 17 号を導入する保険者は、保険契約と保険契約を裏付ける資産との相互作用に目を向けているため、IFRS 第 9 号(または、ヘッジ会計については IAS 第 39 号「金融商品」の要求事項)を適用してそれらの資産を会計処理する際に生じる可能性のある会計上のミスマッチに対処する方法を検討している。



1.1 会計上のミスマッチおよび経済的ミスマッチ

保険者が、受取るべきキャッシュ・フローが保険契約者に支払われるキャッシュ・フローと一致すると期待される資産を保有している範囲で、保険者は経済的ヘッジを保有している。しかし、経済変数の変動は、保険者が保険契約を履行するために保有する資産に、保険契約によって生成される負債に与える影響とは異なる影響を与える可能性がある。この差異は、保険者に経済的ミスマッチを生じさせる。

多くの保険者は、経済的ミスマッチの影響を軽減するためにヘッジ戦略をとっている。最も一般的には、これらの戦略は、デリバティブまたは国債や金融オプションのような他の金融商品の利用により、金利リスクの影響の軽減に 焦点を当てている。

しかし、経済的ミスマッチを完全に軽減したとしても、リスクを軽減するために用いられる金融商品の認識ないし測定モデルが保険契約の測定モデルと異なるため、潜在的な会計上のミスマッチが生じる可能性がある。会計上のミスマッチは、リスクの変化が、一貫して認識または測定されていない2つの項目について損益をもたらし、その結果、資産と負債との間の経済的相殺が会計上の結果に反映されない範囲で生じる。潜在的な会計上のミスマッチの原因については、後のセクション2で述べる。

1.2 会計上のミスマッチの軽減

現在、保険者は、IFRS 第 4 号「保険契約」を適用している。これは、各国の会計上の要求事項とその要求事項の違いを反映して、保険契約に多種多様な会計実務の利用を保険者に許容するための基準である。各国の会計要件は、各国および法域において利用可能な特定の商品に対応するように設計されていた。これらの会計要件は、それらの商品における特定の会計上のミスマッチを回避するために発展してきた可能性がある。さらに、IFRS 第 4 号を適用する保険者は、潜在的な会計上のミスマッチのさまざまな方法による軽減が可能であり、例えば、シャドウ・アカウンティング 1や IFRS 第 4 号で認められている選択的なアンバンドリングを利用している。しかし、IFRS 第 17 号の導入は、現在、保険者が会計上のミスマッチを回避するために利用している手法の一部はもはや認められない影響を意味している。さらに、IFRS 第 17 号の下で一般測定モデルまたは変動手数料アプローチのいずれを適用するかによって、異なるミスマッチが生じる可能性がある。

適切なヘッジ会計の解決策を適用しなければ、特に一般測定モデルにおいて、会計上のミスマッチから生じる財務諸表の変動性が、保険者がリスク管理戦略の一環として行う取引の経済性を忠実に表していないであろうとの示唆もある。彼らは、こうした会計上のミスマッチが、IFRS 第 17 号が一貫性のある理解しやすい財務報告を行う能力を損なうであろうと示唆している。その結果、保険者は、保険者が IFRS 第 9 号の範囲内にある金融商品を用いて経済的ミスマッチを軽減する場合に生じる可能性がある会計上のミスマッチを、どの程度軽減できるかに関心がある。保険者が変動手数料アプローチを適用する契約については、IFRS 第 17 号で利用可能なツールを用いて、多くの会計上のミスマッチを回避できる(以下のセクション 5を参照)。しかし、企業が一般測定モデルを適用する契約については、これらのツールの一部が適用されないため、保険者は、IFRS 第 9 号で利用可能なヘッジ会計のようなアプローチを用いて会計上のミスマッチを軽減できるかどうかを検討する必要がある。

IFRS 第9号におけるヘッジ会計の要求事項に加えて、IFRS 第9号では、企業がIAS 第39号におけるヘッジ会計の要求事項の継続した適用も認められている。ヘッジ会計の概要については、以下のセクション3で述べる。セクション4では、保険者が一般的に行っているヘッジ戦略の一部に対するヘッジ会計の適用についてより詳細に検討する。

ヘッジ会計とは別に、IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号には、会計上のミスマッチを最小化するために利用できるその他の測定オプションが含まれている。これらはセクション 5 で取り上げる。

多くの保険者は、IFRS 第9号またはIAS 第39号のヘッジ会計の要求事項についてほとんど経験がなく、そして、保険者は、それらの基準における詳細な要求事項を以前には考慮していなかった。現在、経済的ヘッジ活動を行っている保険者の大半は、支払能力、規制、資本の要求事項に対応する目的のために要求事項を詳細に考慮している。このような要求事項は、典型的には、特定の資産・負債リスク(例えば、デュレーション・ミスマッチ、金融オプションと保証)を対象としたり、全社的なリスク・エクスポージャーを対象としたりする。その結果、保険者は、IFRS 第9号またはIAS 第39号を適用してヘッジ会計を達成するために整備された文書化、プロセス、会計システムを保有していない。本資料は、保険者が、IFRS 第17号とIFRS 第9号の相互作用から生じるいかなる会計上のミ

¹ シャドウ・アカウンティングとは、保険契約負債を調整するために、IFRS 第 4 号で認められている実務であり、企業が保有する 資産の未実現純損益が財務諸表で認識されているが、それに対応する保険契約負債の測定方法の変動が認識されていない場 合に生じる会計上のミスマッチを軽減するための会計処理である。



-

スマッチをも軽減するために、ヘッジ会計などの会計アプローチをどの程度利用できるかを評価するのに役立つことを意図している。

本資料では、明示されている場合を除き、国際会計基準審議会(IASB)が公表したIFRS 基準を指す。本資料に記載されている戦略や解決策は、すべてを網羅していない。これらはヘッジ会計を達成するためのすべての方法を説明しているわけではなく、実務上起こりうるすべての質問に答えているわけでもない。

この公表資料に含まれる内容

保険者の金融リスクに係る会計上のミスマッチの最小化

セクション 2 会計上のミスマッチの発生要因 [3ページ]

セクション 3 ヘッジ会計の概要 [7ページ]

セクション 4 IFRS 第 9 号のツールボックスに おけるツールーヘッジ会計 [9ページ] セクショ 5 IFRS 第 17 号ツールボックス におけるツール [16 ページ]

2. 会計上のミスマッチの発生原因

PwC の所見 保険契約の会計処理と金融商品の会計処理の相違により、ミスマッチが生じる可能性がある。

- IFRS 第 17 号を適用する場合、金利変動の影響を含む金融リスクの変動の影響は、一般測定モデルまたは変動手数料アプローチのいずれを適用するかによって異なる。一般測定モデルを適用すると、金融リスクの変動の影響は、変動が生じた期間の保険金融収益または費用として認識される。IFRS 第 17 号は、保険契約に係る保険金融収益費用について、全額を純損益、または一部分を純損益、一部分をその他の包括利益で認識するという会計方針の選択を企業に認めている。直接連動有配当保険契約に変動手数料アプローチを適用すると、金融リスクの変動の影響の一部は、契約上のサービス・マージンを調整する可能性がある。
- 保険者が保有する資産は、一般的に、キャッシュ・フローの特性および資産が保有されている事業モデルに応じて異なる測定モデルを規定する IFRS 第 9 号を適用して会計処理される。そのような金融商品について、また、ヘッジ会計がなければ、保険者が保険金融収益費用について IFRS 第 17 号の下でどの会計方針を選択するかにかかわらず、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。
 - 金融商品が IFRS 第9号に基づき純損益を通じて公正価値(「FVPL」)で測定される場合、「保険金融収益費用の変動」の一部分が純損益で認識され、一部分がその他の包括利益で認識される場合に会計上のミスマッチが生じる可能性がある。
 - 金融商品が IFRS 第 9 号に基づきその他の包括利益を通じて公正価値(「FVOCI」)で測定される場合、保険金融収益費用の変動が純損益で認識される場合に会計上のミスマッチが生じる可能性がある。会計上のミスマッチは、純損益における純損益の認識時期が異なるため、保険金融収益費用の変動の一部分が、純損益で認識され、一部分がその他の包括利益で認識される場合にも生じる可能性がある。例えば、保険者が FVOCI で債券を保有し、同日に締結した保険契約と正確に対応したキャッシュ・フローを保有し、債券の売却後に直ちに再投資して債券に純損益が生じる場合、会計上のミスマッチが生じるであろう。これは、資産の売買に係る実現損益は純損益で認識されるが、売買は保険契約負債に係る純損益で認識される金額に影響を与えないためである。



- 金融商品が IFRS 第9号に基づき償却原価で測定される場合、当該金融商品が FVOCI で測定されている場合と同様の純損益のミスマッチが生じる可能性がある。さらに、その他の包括利益と資本の部に会計上のミスマッチが生じるであろう。
- ほとんどの場合、保険者は、金融リスクをヘッジするために異なる種類の金融商品を組み合わせて利用するであろうし、それらの金融商品に対する金利の変化についての会計上の影響は異なるであろう。

以下の表は、IFRS 第9号および IFRS 第17号で規定されている様々な会計モデルが、どのような場合に会計上のミスマッチを生じさせる可能性があるかを示している。表の各例は、保有する金融商品に対する資本市場変数 (特に金利)の変化の影響と、発行する保険契約に対する同じ変化の影響との間には、部分的または完全な経済的相殺が存在する。会計上のミスマッチは、その経済的相殺の範囲が会計上の結果に反映されていない場合に生じる。

リスクの発生要因

リスク軽減活動

2.1 受取りが期待されるキャッシュ・フローと支払いが期待されるキャッシュ・フローの差異

保険契約は、保険者が履行を要求される期待キャッシュ・アウトフローをもたらす。キャッシュ・アウトフローの額は、保険リスク(死亡・長寿等)や保険契約者の失効率の変動リスクに左右される。キャッシュ・フローが金利の変動に依存しない場合、保険者が支払いを期待される金額はキャッシュ・フロー金利リスクの対象とはならないが、金利の変動による公正価値リスクの対象となる。

期待キャッシュ・フローの支払義務を履行するために、保険者は、保険契約グループからの期待キャッシュ・アウトフローと一致する契約上のキャッシュ・インフローをもつ固定利付債券を保有する可能性がある。

金利の変動から生じるこれらの債券の公正価値の変 動は、保険契約グループに対する金利の変動による 影響の一部または全部を経済的に相殺するであろ う。一般測定モデルを適用すると、金利の変動の影響 は保険金融収益費用として認識され、保険者は、その 影響を純損益で認識するか、または一部分を純損 益、一部分をその他の包括利益で認識するという会 計方針の選択肢を有する。変動手数料アプローチを 適用すると、基礎となる項目に対する金利の変動の 影響は、同様に保険金融収益費用として認識され、保 険者は、保有する基礎となる項目に係る純損益に含 まれる収益または費用との会計上のミスマッチを軽減 する金額を純損益において相殺するという会計方針 の選択肢を有する。さらに、基礎となる項目に対する 企業の持分の変動は、契約上のサービス・マージンを 調整する。

IFRS 第 9 号の適用により、固定利付債は、キャッシュ・フローの特性および債券が保有されている事業モデルに応じて、FVPL、FVOCI または償却原価で測定できる。

一般測定モデルを適用する場合、保険者が保険金融 収益費用にどの会計方針を選択したかにかかわら ず、保険者が債券をどのように測定するかによって以 下のような会計上のミスマッチが生じる可能性があ る。

• 固定利付債がIFRS第9号に基づきFVPLで測定される場合、保険金融収益費用の変動の一部分が純損益で認識され、一部分がその他の包括利益で認識される場合には、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。



- 固定利付債がIFRS第9号に基づきFVOCIで測定される場合、保険金融収益費用の変動が純損益で認識されるか、または一部分が純損益で認識され、一部分がその他の包括利益で認識される場合には、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。
- IFRS第9号に基づき固定利付債が償却原価で測定される場合、当該社債がFVOCIで測定されている場合と同様の純損益のミスマッチが生じる可能性がある。さらに、その他の包括利益と資本の部に会計上のミスマッチが生じるであろう。

契約上のサービス・マージンが基礎となる項目のリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フローに対する金利の変動の影響について調整される場合には、変動手数料アプローチにおいても会計上のミスマッチが生じる可能性がある。

2.2 デュレーション・ミスマッチ

保険契約に基づいて保険契約者になされた約束の期間(デュレーション)と、特に保険契約からの負債が将来において長期にわたる場合の当該約束を裏付けるために保有する投資のデュレーションとの間には、差異が存在する可能性がある。保険契約の長いデュレーションに見合う資産の利用可能性は限られており、保険者は、資産からの回収額の新たな資産への再投資を目的として、より短いデュレーションの資産に投資する。このデュレーションの差異は、保険者が満期を迎えたときに投資から得られる収益を再投資できる金利の不確実性から生じる金利リスクにさらされている。

金利リスクを防御(あるいは最小化)するために、保険 者は、再投資時に不確実な将来の金利を将来の固定 金利と交換する金融商品(例えば、先日付金利スワップ)を購入できる。金利の変動から生じる金融商品の 価値の変動は、経済的には、金利の変動が保険契約 の測定に及ぼす影響を部分的に相殺する。

当該金融商品は、通常、IFRS 第 9 号に基づく FVPL で測定されるであろう。

保険者が一般測定モデルを適用する場合、保険金融 収益費用の変動の一部分が純損益に認識され、一部 分がその他の包括利益に認識される場合には、会計 上のミスマッチが生じる可能性がある。

基礎となる項目のリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フローに対する金利の変化の影響について契約上のサービス・マージンが調整され、企業がリスク軽減オプションを適用しない場合には、変動手数料アプローチにおいても会計上のミスマッチが生じる可能性がある。



2.3 平準払い保険料

保険契約者が契約開始時に一時払保険料を支払うのではなく、保険契約期間にわたって定期的 (月次など)に保険料を支払う場合には、金利リスクが生じる可能性がある。どの時点においても、保険者はまだ期待プレミアムの全額を受け取っておらず、その結果、資産に投資できるファンドはまだ手に入っていないであろう。保険者は、保険契約に基づいて約束された保険料や給付が設定されたときとは、保険料を受け取ったときに得られる料率が異なってくるというリスクを有しており、これはデュレーションのミスマッチに起因するリスクと類似している。

保険者が保険料を受け取った時点で、保険料を投資できるであろう利率の不確実性を防御(あるいは最小化)するために、保険者は不確実な将来の利率と固定された将来の利率を交換する金融商品(例えば先日付スワップ)を購入する可能性がある。金利の変動から生じる金融商品の価値の変動は、経済的には、金利の変動が保険契約の測定に及ぼす影響の部分的な相殺になる。

当該金融商品は、通常、IFRS 第 9 号に基づく FVPL で測定されるであろう。

保険者が一般測定モデルを適用する場合、保険金融 収益費用の変動の一部分が純損益に認識され一部 分がその他の包括利益に認識される場合には、会計 上のミスマッチが生じる可能性がある。

契約上のサービス・マージンは、基礎となる項目のリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フローに対する金利の変化の影響を調整され、企業がリスク軽減オプションを適用しない場合には、変動手数料アプローチにおいても同様に、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。

2.4 金融保証

保険契約の中には、保険者が投資する資産からの収益にかかわらず、少なくとも保険契約者に最低リターンの支払を約束する金融保証が含まれている契約もある。また、最低リターンは、例えば、元本の保護や一定額の約束によって提示される場合もある。

この保証は、保険契約によって生成された義務と保険者が保有する資産との間に、それらの資産が類似の組込まれた保証を有していない場合に、経済的ミスマッチを引き起こす。保険者は、資産が保険契約者に支払う必要のある保証された最低リターンを下回るかもしれないというリスクにさらされている。

そのリスクを防御(あるいは最小化)するために、保険者は、資産が保証された水準を下回った場合に保険者が保証された金額を受け取る結果となる金融商品(例えば、オプション)の購入ができる。金融商品の価値の変動は、経済的な観点から、保険契約に含まれる保証の価値の変動を部分的または完全に相殺できる。

当該金融商品は、通常、IFRS 第 9 号に基づく FVPL で測定されるであろう。

保険者が一般測定モデルを適用する場合、保険金融 収益費用の変動の一部分が純損益に認識され、一部 分がその他の包括利益に認識される場合には、会計 上のミスマッチが生じる可能性がある。

また、保険者が変動手数料アプローチを適用する場合、金利の変動の影響が契約上のサービス・マージンを調整し、企業がデリバティブの公正価値の変動を相殺するためにこれらの変動を純損益に直接認識するリスク軽減オプションを適用しない限り、同様に、会計上のミスマッチが生じる可能性がある(以下のセクション5を参照)。



3. ヘッジ会計の概要

3.1 ヘッジ会計とは何か

ヘッジ会計の目的は、財務諸表において、何らかの種類のリスク管理活動の影響の表示にある。特に、純損益またはその他の包括利益に影響を与えうる特定のリスク・エクスポージャーを軽減するために、企業が金融商品を用いてヘッジ戦略をできるようにするために、ヘッジ会計が開発された。単純に言えば、ヘッジ会計は、ある種の会計上のミスマッチを排除する会計手法である。これは、関連するヘッジ手段およびヘッジ対象に純損益(または収益および費用)を認識するための通常の基準を修正して、両者が同じ会計期間の純損益(またはその他の包括利益)に認識されるようにする取扱いによって行われる。これは、本来ならば生じるであろう純損益(またはその他の包括利益)の変動性を排除または減少させる概念である。

PwC の所見 ヘッジ会計はコストで行われる。

- ヘッジ会計は、任意であり、そして、経営陣はそれを利用するかどうかを決定する際に、コストと便益を考慮 すべきである。
- ヘッジ会計は、通常の会計原則の例外である。したがって、企業がいつヘッジ会計を適用できるか、提案されたヘッジ関係がヘッジ会計の適格性を満たすかどうかを判定するために、IFRS 第9号およびIAS 第39号の両方に制限がある。これらの制限は、以下を含む。
 - リスク管理の目的と戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、およびヘッジされるリスクの性質についての公式 な指定および文書化。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象の適格要件を満たす。
 - へッジの有効性を実証し、非有効部分を測定する。ヘッジの有効性とは、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動がヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する範囲と定義される。企業がヘッジ会計を適用する前に、将来に向かってのテストや遡及テストを含む特定のヘッジ有効性テストを満たす必要がある。

金融商品を用いた保険契約においてリスクを軽減する保険者に適用される可能性のあるヘッジ会計モデルには、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計と公正価値ヘッジ会計の2つがある。

3.1.1 キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

キャッシュ・フロー・ヘッジは、純損益に影響を与える可能性のあるキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジであり、認識された資産または負債、未認識の確定約定(為替リスクのみ)または可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するヘッジである。将来のキャッシュ・フローは、将来の金利の支払いや変動金利の負債の受取など、既存の資産および負債に関係する可能性がある。将来のキャッシュ・フローはまた、既存の資産が満期を迎えたときに再投資される可能性が高いなど、蓋然性の高い予定取引に関連している可能性もある。将来のキャッシュ・フローの変動は、金利、為替レート、株価または商品価格のような変数の変動から生じる可能性がある。

キャッシュ・フロー・ヘッジが有効である限り、ヘッジ手段の公正価値の変動は、その他の包括利益で当初認識される。その他の包括利益で認識される金額は、以下のいずれか低い方の金額である。ヘッジ手段の公正価値の変動における非有効部分があれば、直接、損益において認識される。

その他の包括利益で認識される金額は、以下のいずれか低い方の金額である。

- ヘッジ開始時からのヘッジ手段の公正価値の変動額の累計
- ヘッジ開始時からヘッジ対象に係る期待キャッシュ・フローの公正価値(現在価値)の変動額の累計

金融資産または金融負債の認識をもたらす予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、資本に計上された累積純損益は、同じ期間またはヘッジされた将来の予想されるキャッシュ・フローが純損益に影響を与える期間にわたり純損益に振り替えられるべきである。ヘッジ手段に累積損失が生じ、かつもはや損失の回収が見込めなくなった場合、累積損失額は、直ちに純損益で認識されなければならない。



3.1.2 公正価値ヘッジ会計

公正価値へッジとは、特定のリスクに起因する、純損益に影響を与えうる資産もしくは負債または未認識の確定約定(または FVOCI、その他の包括利益で測定する持分投資のヘッジ)の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。公正価値の変動は、金利(固定金利の貸付金の場合)、外国為替レート、株価または商品価格のような変数の変化によって生じる可能性がある。

ヘッジ対象(すなわち保険契約)の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動に対して調整され、その公正価値の変動は純損益(または FVOCI、その他の包括利益で測定される株式投資のヘッジ)で認識される。ヘッジ手段(すなわち、金融商品)は公正価値で測定され、公正価値の変動もまた純損益(または FVOCI、その他の包括利益で測定される持分投資のヘッジ)で認識される。

PwC の所見 保険契約の会計処理と金融商品の会計処理の相違により、ミスマッチが生じる可能性がある。

- IFRS 第9号におけるヘッジ会計の目的は、財務諸表における企業のリスク管理活動の影響の表示であるが、場合によっては、企業はそのリスク管理活動を正確に反映するヘッジ関係を指定する必要はない。その代わり、企業は、いわゆる代用ヘッジ(すなわち、実際のリスク管理を正確には表現しない指定)を指定できる。IFRS 第9号は、その指定が実際のリスク管理活動と「方向性が合致している」場合には、代用ヘッジを認めている。企業は、適切な金融商品の利用可能性を反映するために代用ヘッジを利用できる。代用ヘッジの例としては、以下が挙げられる。
 - ネット・エクスポージャーに基づいてリスクを管理する場合におけるエクスポージャー総額の指定
 - キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて保有する変動金利の負債証券をヘッジ対象とし、支払前の固定金 利の負債商品の発行または預金の金利リスクを管理、または
 - 公正価値へッジとして保有されている固定金利の負債証券をヘッジ対象として指定するとともに、発行 された変動金利の負債商品の金利リスクを管理している項目。

3.2 適用基準

IFRS 第 17 号を適用する保険者は、保険契約から生じる義務の裏付けのために保有する金融商品に IFRS 第 9 号を適用する。IFRS 第 9 号を適用し、かつ、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、企業は、潜在的な会計上のミスマッチを最小化するためにヘッジ会計を利用できる。また IFRS 第 9 号は、初めて IFRS 第 9 号を適用する場合に、企業が IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項をすべてのヘッジ関係に適用する選択をする場合には、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項の継続適用を企業に認めている。企業が IFRS 第 9 号または IAS 第 39 号のヘッジ会計の適用を選択するか否かにかかわらず、金利ヘッジに関してマクロ公正価値ヘッジ会計に関する IAS 第 39 号に固有の要求事項の適用は依然として可能である 2 。

IFRS 第9号とIAS 第39号におけるヘッジ会計アプローチの差異の概要は、PwC が2017年12月に公表した Indepth INT2017-09 「IFRS 第9号に基づく実務におけるヘッジ会計」(英語のみ)において見られる。IFRS 第9号 および IAS 第39号におけるヘッジ会計のアプローチは、次のセクション4においても説明されている。

PwC の所見 どちらの基準のヘッジ会計かーIFRS 第9号または IAS 第39号

保険者は、IFRS 第9号またはIAS 第39号のヘッジ会計を適用する相対的な長所と短所を慎重に検討する必要がある。それらには、以下が含まれる。

- IFRS 第 9 号は、ヘッジ会計と、企業が金融リスクと非金融リスクのエクスポージャーをヘッジする際に行う リスク管理活動をより密接に整合させる。
- IAS 第39号の比較的負担の大きい要求事項の1つは、ヘッジ関係が非常に有効であるとの点である。すなわち、企業は、ヘッジの高い有効性が期待できる関係を証明するために将来予測的な基礎に基づき、また、ヘッジの実際の有効性が80%から125%の範囲内にある状況を証明するために遡及的な基礎に基づき、定量的な評価の実施が要求される。これは、有効な経済的ヘッジのなかには、ヘッジ会計の目的上、十

² SEC 登録企業ではない EU 保険者も、公正価値マクロ・ヘッジ算定の「カーブ・アウト」版を利用できるようになっている。詳細は 14 ページをご覧ください。



分に密接でないために、有効性判定で適格性を満たさなくなる可能性を意味する。IFRS 第 9 号は、ヘッジ の有効性に関する要求事項を緩和し、80%から 125%の判定基準を除去して、一部のリスク管理戦略にお けるヘッジ会計にとっての重大な障害を取り除いている。

- IFRS 第 9 号は、FVPL で測定される非デリバティブ金融商品を用いたヘッジ、および非金融項目のリスク 構成要素のヘッジを含む、ヘッジ会計に適格なヘッジが増え、その結果、財務諸表が実際に使用されてい るリスク管理活動をより適切に反映できるようにしている。
- また、IFRS 第 9 号は、企業が購入したオプションの本源的価値のみをヘッジ手段として指定し、その他の 包括利益において時間的価値の変動の会計処理を許容する「ヘッジ・コスト」アプローチの適用も認めてい る。時間的価値の変動は、その他の包括利益から取り除かれ、ヘッジ期間またはヘッジ取引が純損益に影 響を与える期間のいずれかにわたり純損益に計上される。このアプローチは、これらのオプションを基礎と するヘッジについて純損益に計上される変動性を減少させ、賢明なリスク管理手法に対する潜在的な障害 を取り除く。
- IFRS 第 9 号では、企業がヘッジの指定を任意で中止する能力を制限しており、IAS 第 39 号では、割引前 ベースで外貨をヘッジする能力を制限している。
- IFRS 第9号またはIAS 第39号のヘッジ会計のいずれの適用を選択するかにかかわらず、企業は、依然 として金利ヘッジのマクロ公正価値ヘッジの会計処理に関するIAS 第39号固有の要求事項を適用できる。

保険者は、IFRS 第 9 号または IAS 第 39 号のヘッジ会計を適用する場合の相対的な長所と短所を、それぞれ の固有の事実および状況に基づき、比較衡量する必要がある。しかし、保険者は、IFRS 第9号におけるヘッジ 会計の要求事項は、IAS 第 39 号における要求事項よりも魅力的であると考えると、PwC は考えている。

4. IFRS 第 9 号のツールボックスにおけるツールーヘッジ会計

特定の要求事項が満たされている場合、企業は、ある種の会計上のミスマッチを解消するためにヘッジ会計を利 用できる。ヘッジ会計は、ヘッジ対象の測定の調整や、ヘッジ手段の純損益認識の調整を企業に許容し、会計上 のミスマッチを回避する。その結果、ヘッジ対象およびヘッジ手段に係る純損益は、同会計期間において一貫して 純損益として認識される³。本セクションでは、保険者がヘッジ活動を行う場合に会計上のミスマッチを最小化する ために利用できる IFRS 第9号における会計ツールについて検討する。これらは、以下の項目である。

- 将来の資産の再投資を含む資産のヘッジ会計
- マクロ公正価値へッジを含む保険契約負債のヘッジ会計

セクション 5 では、会計上のミスマッチを最小化するために利用可能な IFRS 第 17 号で利用できる会計ツールに ついて検討する。

4.1 資産のヘッジ会計に関するヘッジ

どのようなアプローチか

保険者は、以下の資産ヘッジ戦略を適用できる。

- (a) 既存の資産が満期を迎え、保険契約のキャッシュ・フローが後の期間に発生すると予想されるため再投資す る必要があるときに受取る金額について、可能性の高い予定再投資に係わるヘッジ。このようなヘッジは、保 険者が既存の資産の満期時に受け取る金額を同じ利率で再投資できないリスクを軽減する。例えば、保険 者は、再投資時の市場金利を固定金利に「交換(スワップ)」する先日付スワップを保有するかもしれない。
- (b) 既存資産のヘッジ。そのようなヘッジは、保有する既存資産からのキャッシュ・フローまたは公正価値が、保 険契約に基づいて約束されたキャッシュ・フローまたは契約の公正価値と一致しないリスクを軽減する。例え ば、保険者は、資産の変動金利キャッシュ・フローを固定金利に「交換(スワップ)」する金利スワップや、株式 投資の総リターンを固定リターンに「交換(スワップ)」するトータル・リターン・スワップを保有するかもしれない。

³ または、FVOCIで測定する資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて測定する。



このような戦略が適用される場合、次のような場合に会計上のミスマッチが生じる可能性がある。

- (a) 金利またはその他の変数の変動がヘッジ手段の価値(すなわち、金利スワップ、先日付スワップまたはトータル・リターン・スワップ)に与える影響は、直ちに純損益において認識される。一方で、
- (b) これらの変動がヘッジ対象に与える影響は、変動の一部または全部が異なる期間に認識される、またはその他の包括利益で認識されるため、直ちに純損益において認識されない。

保険者は、会計上のミスマッチを軽減するために、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要件が満たされている場合、ヘッジを将来キャッシュ・フローまたは資産に関連する公正価値の変動性に対する保護とする特徴付けによって、ヘッジ会計の適用が可能かもしれない。

例 可能性の高い予定再投資のヘッジ会計

ある保険者は、20 年後に支払う予定の保険契約に対する保険金を支払うために、10 年後に満期を迎える債券の保有を予定している。

保険者は、債券が 10 年後に満期を迎えるときに受け取る資金を、同水準の収益をもたらす債券に再投資ができない可能性があるため、経済的ミスマッチが存在する。このリスクを軽減するために、保険者は 10 年後の再投資される債券の購入予定を、先物日付スワップのようなデリバティブでヘッジが可能かもしれない。キャッシュ・フロー・ヘッジは、ヘッジ会計の要件をすべて満たす場合に適用できる。特に、保険者は、以下を証明する必要がある。

- (a) 再投資予定の資産購入の可能性が高い。
- (b) 将来の債券の購入(購入価格またはそれらの債券の金利キャッシュ・フロー)は、ヘッジ対象に指定される金利リスクにさらされている。
- (c) 再投資資産の条件は、少なくともヘッジ手段として使用されるデリバティブの条件である。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用した場合、保険者は、以下を行うであろう。

- (a) 既に投資された債券の利息収入や満期時の回収額を再投資した場合に生じる将来の金利リスク・エクスポージャーを伴う、将来における債券の投資をヘッジ対象として指定する。
- (b) リスクを軽減するために保有する金融商品、すなわち先日付金利スワップをヘッジ手段として指定する。
- (c) ヘッジが有効な限り、保険者が、債券が 10 年後に満期を迎え、購入した債券の利息収入を純損益で認識 するまで、その他の包括利益においてヘッジ手段の公正価値の変動を認識する。

同時に、保険者は、割引率および金融リスクの変更がその他の包括利益に含まれる保険契約に及ぼす影響から生じる保険金融収益費用の認識を選択できる。

PwC の所見 キャッシュ・フロー・ヘッジは、限定的な状況においてすでに適用されている。

- 一部の限定的なケースにおいて、一部の保険者は、既存資産のヘッジや再投資の予測にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計をすでに適用している。
- しかし、このアプローチは、長期の金融資産を保有する保険者にとって、適格な金融商品の予定される再投資の高い可能性の証明は困難であり、特に、予定される再投資が遠い将来にわたって行われる場合には、適用の可能性は限定的であろう。
- また、予定される再投資の一部のみの可能性が高い場合には、保険者は、高い可能性があると判断される再投資の「ボトム・レイヤー(最下層)」のみにヘッジ会計を適用する階層アプローチの検討が可能かもしれない。しかし、可能性が高いと判断されるヘッジ対象の金額は、再投資までの期間の長さに応じて減少する可能性が極めて高い。



利点

- デュレーション・ミスマッチから生じる変動性を軽減するためには有効である可能性がある。
- すでに少数の保険者がこの基準に基づいてヘッジ会計を適用しているため、少なくとも限定的な状況における運用が実証されている。

限界

- 再投資の高い可能性の証明は困難であるため、長期的な再投資への使用は限定的である可能性がある。
- 可能性が非常に高い予定再投資のヘッジは、 再投資の可能性が高いかどうかという疑問を投 げかける可能性があるため、保険者がヘッジ対 象に指定された既存の債券の売却を制限する 可能性がある。
- 保険者がすでにこのような方法でキャッシュ・フローとリスクを管理していない限り、投資を指定し見直すプロセスの導入が必要となる。
- ヘッジ会計は将来に向かってのみ適用が可能 であり、既存のヘッジには有効ではない。

4.2 負債のヘッジ関するヘッジ会計

どのようなアプローチか

保険契約の公正価値は、一般的に金利に応じて変動する。保険者は、保険契約に内在する金利リスクへのエクスポージャーをヘッジするために、デリバティブ(例えば、金利スワップ)を保有する可能性がある。このデリバティブは、金利の変化により生じる保険契約の公正価値の変化から保険者を保護する 4。

会計上のミスマッチは、以下の場合に生じる可能性がある。

- (a) 金利の変動がデリバティブの価値に与える影響が、直ちに純損益で認識される場合。
- (b) 以下のいずれかの場合
 - (i) 一般測定モデルを適用すると、保険契約に対する同じ金利の変動の影響は、保険者の会計方針に従ってその他の包括利益に計上される。会計方針の選択は、保有資産の事業モデルを評価するために用いられるポートフォリオと整合しない可能性のある保険契約のポートフォリオのレベルで適用される。または
 - (ii) 変動手数料アプローチを適用するが、IFRS 第 17 号におけるリスク軽減が適用されない場合(以下のセクション 5 を参照)、同じ金利の変動が保険契約に及ぼす影響により、契約上のサービス・マージンが調整される。

保険契約に内在する金利リスクに公正価値ヘッジ会計を適用して、保険者は、経済的ヘッジを、指定された金利の変動から生じる保険契約の公正価値の変動からの自らの保護であると特徴づける。保険者は、

- (a) ヘッジ対象に保険契約の金利リスク部分を指定する。
- (b) ヘッジ手段にデリバティブを指定する。
- (c) 純損益で認識したデリバティブの価値の変動の全部または一部を相殺するために、保険契約の金利部分の公正価値の変動を純損益で認識する。

⁴ 保険契約によっては、保険契約者への支払いも金利の変化に応じて直接変動する場合がある。本資料では、金利に応じて変動する保険契約者へのキャッシュ・フローのヘッジについては触れていない。



In the Spotlight

公正価値へッジ会計を適用するためには、ヘッジ対象に指定された金利リスク要素が独立に識別可能かつ信頼性をもって測定可能でなければならない。すなわち、独立に識別可能な保険契約の構成要素でなければならず、当該構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローまたは公正価値の変動は信頼性をもって測定可能でなければならない。IFRS 第 9 号は、これらの要件を、リスクが関連する特定の市場構造およびヘッジ活動が行われる状況という観点からの評価を要求している。

PwC の所見 保険契約における金利リスクは独立に識別可能であり、かつ、信頼性をもって測定可能か。

- 保険契約における金利リスクが、最も単純な契約を除き、独立に識別可能であり、かつ信頼性をもって測定可能な構成要素であるか否かの評価には、相当の判断を要する。
 - 保険契約に係わる明らかな市場構造が欠けている場合がある。保険契約の価格は、金利リスクだけでなく、多くの要因によって変化する可能性がある。そのような場合には、当該契約に関連する市場構造を決定するために、重要な判断が適用される必要がある。
 - 銀行が発行する貸付金の市場構造/観察可能な取引が同様に欠如しているかもしれないが、保険契約のキャッシュ・フローはより複雑である。保険契約には、裁量的な積立利率または基礎となる資産の配当、保証、および失効、死亡、満期における異なる支払いがあるかもしれない。IFRS 第 9 号では、これらの特徴が履行キャッシュ・フローに与える影響を無視しつつ、保険者が金利リスクを指定する取扱いは認められていない。
 - o IFRS 第 17 号は、企業に対して、すべての別個の投資要素を主たる保険契約から分離し、(しばしばアンバンドリング」と呼ばれる) IFRS 第 9 号に従って会計処理を要求している。IFRS 第 17 号は、主契約を考慮せずに投資要素の測定ができ、かつ、保険契約者が他の構成要素を除外して各構成要素から便益を享受できなければならない(すなわち、構成要素が「一緒に失効」しない)要件を含む、別個の投資要素を識別するための特定の要件を備えている。IFRS 第 17 号における個別の投資要素の定義は、IFRS 第 9 号における個別に識別可能なリスク要素の定義とは異なっている。したがって、IFRS 第 17 号を適用してアンバンドリングされていない投資要素が、IFRS 第 9 号を適用して個別に識別可能なリスク要素とみなされる基準を満たしているかどうかを判断するために、依然として評価する必要がある。
- IFRS 第 9 号 B.6.3.10 項(d) は、ベンチマーク金利が公表される環境における特性のために、独立して識別可能かつ信頼性をもって測定可能な構成要素であると企業が結論付けた固定金利の負債性金融商品の例を示している。この例と同様に、企業は、保険契約の金利部分が独立して識別可能かつ信頼性をもって測定可能であるとの結論づけが可能であるが、それは、保険契約が以下のような市場環境で発行された場合である。
 - 類似の保険契約は、ベンチマーク金利に対するスプレッドにより関連市場において互いに比較される。
 - 金利スワップは、そのベンチマーク金利に基づいて金利リスクを管理するために頻繁に利用される。
 - 保険契約の価格は、ベンチマーク金利の変動に応じて直接的に変化する。

特定の事実や状況によっては、重要な判断が必要とされる場合がある。

金利リスクが独立して識別可能かつ信頼性をもって測定可能なリスク要素であると決定された場合、保険者は、金利の変動による公正価値の変動を実務においてどのように測定するかを決定する必要がある。その場合、保険者が、保険数理上の見積りのために作成されたデータを出発点として利用できるのか、それとも支払能力の目的のために作成されたデータを利用できるのか(IFRS 第9号の銀行による予想信用損失の計算の出発点としてバーゼル・モデルのために作成されたデータを使用するのと同様に)、そして、どのような修正を行う必要があるのかという問題がある。必要な調整は、複雑かつ重大になる可能性がある。



最後に、保険契約は、死亡リスクや、失効リスクなどの保険契約者の行動から生じるリスクを含む金利リスク以外の要因の影響を受ける。場合によっては、高い水準の経済的効果が得られない可能性もある。

PwC の所見 公正価値ヘッジ会計は、実務において達成が困難な可能性がある。

- PwC は、「ミクロ」(すなわち契約レベルにおける)公正価値へッジ会計は、保険者への適用可能性が限られていると考える。ほとんどの保険者は、定期的に失効する保険契約のオープン・ポートフォリオや新規契約の追加を管理している。大半の保険者は、動的な保険契約のポートフォリオを再構築するために動的な資産ポートフォリオを利用しており、そして、両者のミスマッチの影響を軽減するために動的なデリバティブのポートフォリオを利用しているため、個別の公正価値へッジを識別、指定、追跡は困難になる可能性がある。
- 保険契約の測定は保険契約者の行動(失効または解約リスクような)を反映する可能性があるため、「ミクロ」公正価値へッジ会計が適用される場合には、非有効部分が生じる可能性が高い。保険契約者の行動は、市場変数の変化によって変化する可能性がある。例えば、株式市場が下落した場合、保険契約者は、契約がより価値を持つようになったために保証付きの契約を保有するかもしれないし、保険契約者が現金を必要とするために保険契約が解約されるかもしれない。保険者が保険契約の公正価値の変化を測定する場合には、市場変数の変化がそれらの保険契約者の行動特性に及ぼす影響を含める必要がある。ヘッジ手段とヘッジ対象の主な条件が同一である場合には、ヘッジが開始された時点もその後も、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の他とキャッシュ・フローの他は完全に相殺される可能性が高い。しかし、保険契約者の行動が保険契約に与える影響は、ヘッジ手段に反映されにくいと考えられる。その結果、保険契約者の行動は、例えば、価値のあるオプションが行使されずに失効するような、効果のない結果をもたらす可能性がある。代わりに、保険者が公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用する場合、以下に説明するように、ヘッジが次回の金利改定日までの有効性のみを実証する必要がある。そうなれば、保険者が考慮しなければならない有効性の程度が低下するかもしれない。

マクロ公正価値ヘッジ会計

保険契約の動的なオープン・ポートフォリオについて、個別の公正価値へッジを識別し、指定し、追跡は困難であるため、保険者は、「公正価値マクロ・ヘッジ」、すなわち、金融資産または金融負債のポートフォリオの金利エクスポージャーの公正価値ヘッジについて、IAS 第39号のモデルの適用の検討を望むかもしれない。

ヘッジ会計に IFRS 第9号を使用している企業は、公正価値マクロ・ヘッジに関する IAS 第39号の要求事項を引続き適用できる。このアプローチは、ヘッジされる契約とヘッジのために使われるデリバティブの両方が頻繁に変化するようなオープン・ポートフォリオのヘッジのために特別に設計された。オープン・ポートフォリオを、残存期間が短い一連のクローズド・ポートフォリオとして扱い、その後、ヘッジポジションの変化に応じて定期的にそのポートフォリオとヘッジ手段として指定されたデリバティブを更新し、ヘッジに適応させている。これは、時間の経過とともに変化する動的なオープン・ポートフォリオを管理する場合に、より有用である。

公正価値マクロ・ヘッジにおいて、

- 企業は、リスク管理プロセスの一環としてヘッジを望む金利リスクの項目のポートフォリオを特定する。それは、 予想される金利改定日(「タイムバケット」)に基づいて、ポートフォリオを金利改定期間に分けて分析する。
- タイムバケットに基づき、企業は、ポートフォリオからの資産または負債の金額から生じる金利リスクをヘッジ対象として指定する。この金額は、非有効部分のテストに使用される。企業は、その部分が「独立して識別され」かつ「信頼性をもって測定される」場合に、ヘッジされたポジションにおける金利リスクの一部を指定できる。
- 企業は、各回のバケットに対して1つまたは複数のヘッジ手段を指定する。
- 企業は、ヘッジの開始時およびそれ以降の期間において高い有効性が見込まれるかどうかを評価する。有効性テストは、個々の資産または負債ではなく、指定された資産または負債の金額の公正価値の一定期間内における変動に基づいて決定される。
- ヘッジが高度に有効であると判断された場合、企業はヘッジ対象の公正価値の変動を純損益において認識する。ヘッジ手段の公正価値の変動もまた、純損益として認識される。したがって、非有効部分は純損益で認識される。



● 有効性を検証し、上述の会計処理を行った後、企業は指定したヘッジ・ポートフォリオにおいて(例えば、新規の資産または負債の生成による)変動を反映するように調整し、上記で述べたプロセスを繰り返す。

公正価値マクロ・ヘッジの非有効部分のテストにおいては、「ミクロ」公正価値ヘッジと同様に将来に向かってのテストと遡及テストが必要とされる。ただし、

- 予想される金利改定日は、項目が満期を迎えると予想される日付および市場金利への金利改定が予想される日のいずれか早い方として決定される。企業は、これらのタイムバケットに分析された資産と負債の量に基づいて有効性をテストするため、指定されたヘッジ対象ポートフォリオが調整される時点までの、ヘッジの有効性についてのみ証明する必要がある。
- 類似の項目のグループについては、予想される金利改定日に基づく期間への分析は、各期間への個々の項目ではなく、グループの割合を配分する方法を適用できる。ただし、その方法が、企業のリスク管理手順および目的に従った方法である場合に、適用が許容される。例えば、ボトム・レイヤー(最下層)への適用は許容されない。

PwC の所見 保険契約における解約および失効の特徴は、非有効部分の発生要因となる可能性がある。

- 多くの保険契約に存在する解約または失効の特徴は、貸付における償還のオプションと類似しているとみなす取扱いができるかもしれない。公正価値の変動が、ヘッジされた金利の変動に起因しない場合、企業は、ヘッジ対象の公正価値の変動を決定する際に、予想される金利改定日の変動(例えば、償還のオプションの行使)の除外を認められている。換言すれば、以下の基準を満たさなければならない。
 - ヘッジされた金利の変動以外の要因から明らかに変動する。
 - その変動はヘッジされた金利の変化と無関係である。および、
 - その変動は、ヘッジされた金利に起因する変化とは別に、信頼性をもって区別できる。
- ただし、失効・解約率の変動がこれらの基準を満たさない場合には、その影響を非有効部分の発生要因と して含める必要がある。

PwC の所見 利用可能なマクロ公正価値ヘッジ会計の EU カーブ・アウト版

SEC 登録者ではない EU 保険者も、「カーブ・アウト」版の公正価値マクロ・ヘッジ会計を利用できる。「カーブ・アウト」版では、非有効部分を測定する目的でボトム・レイヤーの導入を許容している。これにより、ヘッジ対象は、ポートフォリオ・レベルで、最後に失効または解約され、したがって、失効および解約の時期の影響を最も受けにくいキャッシュ・フローの趨勢としての指定を許容している。これにより、本来ならば生じるであろう非有効部分の発生要因を軽減できる



例 保険契約ポートフォリオから生じる金利リスクのマクロ的な公正価値ヘッジ会計

ある保険者は、保険契約のポートフォリオに内在する金利リスクを軽減するためにデリバティブを保有し、保険の金融収益および金融費用の一部分を純損益、一部分をその他の包括利益で認識するという会計方針を適用するかもしれない。

ヘッジ会計の条件がすべて満たされている場合には、公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用できる可能性がある。 特に、保険者は、ヘッジ有効性の要求事項が満たされ(8 ページを参照)、保険契約のポートフォリオの金利リスクが独立して識別可能な構成要素であり、かつ、金利リスクの変化に起因するポートフォリオの公正価値の変動について信頼性をもって測定可能であることを立証する必要があるであろう5。

公正価値ヘッジ会計を適用する場合、保険者は、純損益に認識されたデリバティブの公正価値の変動の全部または一部を相殺するために、保険契約の金利要素の公正価値の変動を純損益で認識する。

PwC の所見 公正価値マクロ・ヘッジ会計の適用上の影響

公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用には、業務上の潜在的重要性がある。保険者は、ヘッジ対象を指定し、追跡 するシステムや、非有効性を測定し、必要な償却・リサイクルを実行するために必要な計算システムを構築しな ければならない。

- 保険者は、ヘッジされた負債を適切なタイムバケットに割り当てる必要がある。保険契約のポートフォリオは数十年に及ぶ可能性があるため、これにより多くのタイムバケットが生じる可能性がある。より狭いタイムバケットを使用すると、一般的に、非有効部分が軽減されるが、より多くのタイムバケットが必要とされ、複雑性が増す。
- 複雑な追跡が必要になる。
 - 経過するたびに、そのタイムバケットに関連する残存するヘッジ修正は、直ちに純損益に計上される。
 - 特定タイムバケットについては、ヘッジされる金額の減額は、関連するヘッジ調整の純損益をタイムバケットの残存期間にわたって償却するトリガーとなる。ポートフォリオの公正価値ヘッジにおいて、企業は、いつ償却すべきかを知るために、毎回、タイムバケットを追跡する必要がある。指定で使用されるタイムバケットが多ければ多いほど、追跡の必要性はより大きくなる。
- 保険者は、ヘッジされたポートフォリオの変化を反映させるために(例えば、新たに組成された契約を追加するために)調整するたびに、その非有効部分を測定し、認識する必要があるだろう。ヘッジされたポートフォリオを調整する頻度が増えれば、一般的には非有効部分は低減するが、同様に、複雑性も増すだろう。

⁵ EU のカーブ・アウトが適用される場合、保険者は、キャッシュ・フローのボトム・レイヤーの金利要素をヘッジ対象に指定できる(すなわち、最後に失効または解約が予想される契約における要素を指定する)



負債のヘッジ会計の利点と限界

利点

- 契約レベルでの公正価値へッジの利用は限られているかもしれないが、公正価値マクロ・ヘッジは、保険者が保険契約のオープン・ポートフォリオをどのように管理するかと整合している。
- ヘッジ対象を特定の負債ではなく、各タイムバケットにおいて金額として指定できるため、各期間にどれだけの金額を指定できるかについて、より柔軟な対応を許容する。

限界

- 金利部分が独立して識別可能であり、かつ、信頼性をもって測定可能であることの証明は困難かもしれない。
- 多くの一般的な保険契約における特徴(金利変動に感応する失効率など)は、非有効部分をもたらすかもしれない。
- 公正価値マクロ・ヘッジは、運用上困難であり、 複雑な追跡が必要になる。
- ヘッジ会計は、将来に向かってのみ適用が可能 であり、非有効部分が生じる。

5. IFRS 第 17 号ツールボックスにおけるツール

本セクションでは、ヘッジ会計以外の会計上のミスマッチを最小化するために利用可能な IFRS 第 17 号における 会計ツールについて検討する。これらは、以下のとおりである。

- 保険金融収益費用を純損益に含める選択、および裏付け資産に公正価値オプションの適用、および
- IFRS 第 17 号(変動手数料アプローチが適用される契約)におけるリスク軽減オプションの適用

5.1 保険金融収益費用を純損益に表示する選択、および裏付け資産への公正価値オプションの使用

どのようなアプローチか

保険者は、会計方針の選択として、その期間の保険金融収益費用を純損益に含める取扱いを選択できる。この選択を行った場合、保険者は、FVPLで測定されない金融資産を当初認識において取り消し不能で FVPL 測定に指定できる。この指定により、指定しなければ発生したであろう会計上のミスマッチが除去または大幅に減少される。(一般に「公正価値オプション」と呼ばれる)。すなわち、保険契約の純損益とそれに対応する資産の純損益との間に経済的な相殺が存在する場合、当該損益は、自然に純損益で相殺される。

例 純損益における金利リスクの影響の自然な相殺

ある保険者は、10 年間の期待キャッシュ・フローをもつ保険契約のポートフォリオを発行し、そして、その 10 年間の保険契約のキャッシュ・フローとキャッシュ・フローが一致すると期待される債券のポートフォリオを発行する。保険者が当該期間の保険金融収益費用を純損益に含める場合には、割引率および金融リスクの変動が保険契約に及ぼす影響は、保険金融収益費用として純損益に計上される。その金額は、金利の変更による影響と流動性プレミアムの変更による影響の両方を反映している。

同様に、保険者がまた、FVPL で保有する債券を FVPL により測定する分類に指定した場合、割引率および金融リスクの変動が債券ポートフォリオに及ぼす影響も純損益に計上される。その金額は、金利の変更による影響と信用リスクの変更による影響の両方を反映している。

金利リスクの変化の影響に関する自然な相殺が存在するであろう。資産と保険契約との間に生じる経済的ミスマッチは相殺されず、したがって、純損益に残るであろう。



PwC の所見 保険金融収益費用について純損益で認識する選択肢の使用および裏付けとなる資産に対する 公正価値オプションの使用は、リスクが十分にマッチしている場合には有用なツールとなる可能性がある。

- 損益計算書の財務結果セクション内の金融資産・保険負債のすべての価値の変動の認識は、ヘッジ会計に必要とされる広範な文書化、システム、指定、トラッキングを必要としないため、ヘッジ会計よりも運用上容易であろう。
- 保険金融収益費用を損益計算書の純損益に含め、そして資産の公正価値オプションの選択は、保険契約のポートフォリオ(例えば、債券を担保とした保険契約のより短期のポートフォリオ)にとって賢明なアプローチであろう。このようなポートフォリオでは、保険契約の満期までのリスクをうまく対応させることができる。
- しかし、資産と保険契約のリスクがあまり整合的でない場合には、このアプローチでは、経済的ミスマッチの 完全な影響が純損益において報告される。例えば、保険者がデュレーションの長い契約に見合う長期債を 取得できない場合や、保険者が信用スプレッドの変化に影響を受ける社債を使って保険契約を裏付けてい る場合などがこれに該当する。多くの保険契約のデュレーション(60 年を超える可能性がある)に対応する デュレーションにわたって存在する債券はほとんどない。同様に、ヘッジされていない、あるいは他とマッチ しないリスク(資産の信用リスクの変化を含む)は、損益計算書にボラティリティをもたらすであろう。
- さらに、一般測定モデルを適用すると、基礎となる項目の保険者の持分に関連するいかなるボラティリティ も、純損益に計上されるであろう。基礎となる項目に対する保険者の持分の変動と純損益における契約上 のサービス・マージンの認識時期との間には、なおミスマッチが生じるであろう。

保険金融収益費用について純損益で認識する選択肢の使用および裏付けとなる資産に対する公正価値オプションの使用の利点と限界

利点

- 複雑な指定、追跡システム、有効性テスト、また は非有効部分の測定を必要とせず、運用上単 純である。
- 保険契約に係わる金融収益費用についてのオプションは、ポートフォリオのレベルで適用されるが、資産の公正価値オプションは金融商品ごとに適用される。これにより、保険者は、最も適合するように指定できる。

限界

- 不整合リスクの範囲内で、または変動手数料アプローチが適用される場合、基礎となる項目に対する保険者の持分によって純損益の変動性が生じる。
- このアプローチは、うまくマッチしたポートフォリオの純損益の変動性を大幅に減少させるだけである。つまり、適切にマッチしたポートフォリオを識別するためには、保険契約の集約の水準を、本来考えられているよりも細かくする必要性を意味する可能性がある。

5.2 IFRS 第 17 号(変動手数料アプローチが適用される契約について)におけるリスク軽減オプション の適用

変動手数料アプローチを適用する場合、異なる会計上のミスマッチが生じる可能性がある。なぜなら、変動手数料アプローチでは、契約上のサービス・マージンは金融リスクの変化から生じる履行キャッシュ・フローの変化に対して調整されるためである。IFRS 第 17 号は、リスク軽減オプションを含んでいる。このオプションは、企業が直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するために、(デリバティブを含む)FVPL で測定される金融商品または再保険契約を保有する場合に生じる特定の会計上のミスマッチに対処するために設計されている。



どのようなアプローチか

IFRS 第 17 号におけるリスク軽減オプションは、保険者に変動手数料アプローチによって生じた会計上のミスマッチの回避を可能にし、そのために、保険者が FVPL で測定された金融商品、またはそれらの保険契約から生じる金融リスクの軽減を意図した再保険契約を保有している場合、保険者が履行キャッシュ・フローの変動に対する契約上のサービス・マージンを調整しない取扱いが認められる。リスク軽減オプションは、金融リスクが軽減される範囲で、保険者が変動手数料アプローチの「切り換え」を可能にする。リスク軽減オプションを適用すると、保険者は、金融リスクが保険契約に及ぼす影響の変化の一部または全部を、純損益において直ちに認識する。このような直接連動有配当性は、そうでなければ、契約の契約上のサービス・マージンを調整するであろう。

PwC の所見 移行における将来に向けた適用

- 企業は、移行日またはそれ以降において、企業がオプションを適用する日またはそれ以前にリスク軽減の 関係を指定した場合、かつその場合にのみ、リスク軽減オプションを将来に向かって適用できる。移行日 は、年次報告期間の開始日の直前の期首である。
- 2023 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に IFRS 第 17 号の適用を意図している企業は、比較財務諸表においてリスク軽減オプションの影響を報告できるよう、2022 年 1 月 1 日からリスク軽減関係の文書化を考慮しなければならない。

例 保証から生じるリスクを軽減するデリバティブを用いたリスク軽減オプションの適用

変動手数料アプローチが適用される保険契約のグループは、金融保証を含んでいる。保険者は、保証におけるリスクを軽減するためにデリバティブを購入する。IFRS 第9号を適用する場合、当該デリバティブは FVPL で測定される。直接連動有配当保険契約については、デリバティブが軽減を意図している変動を含め、契約履行に係るキャッシュ・フローの変動について契約上のサービス・マージンを調整する。この潜在的な会計上のミスマッチを回避するために、保険者は、デリバティブによって軽減される履行キャッシュ・フローの変化に対して契約上のサービス・マージンを調整しない会計処理を選択できる。その代わりに、保険者は、これらの公正価値の変動を純損益に認識する。

リスク軽減オプションを適用するために、企業は、FVPL または再保険契約で測定される金融商品を用いた保険契約から生じる金融リスクを軽減し、その客観性および戦略を適用するために、すでに文書化されたリスク管理の目的および戦略を保有していなければならない。その目的と戦略の実施は、以下のとおりとなる。

- (a) 企業は、FVPLで測定された金融商品または保有された再保険契約を使用して、保険契約から生じる 金融リスクを軽減する。
- (b) 保険契約とFVPLで測定される金融商品または保有再保険契約との間には、経済的相殺が存在する (すなわち、保険契約とFVPLで測定される金融商品または保有再保険契約の価値は、リスクの変化に 似たような対応をし、一般的には逆方向に動くため、リスクが軽減される)。企業は、経済的相殺を評価 する際に、会計上の測定上の差異を考慮しない。
- (c) 信用リスクは経済的相殺を支配しない。この状況は、経済的相殺の要求事項から生じる。なぜなら、もし信用リスクがヘッジされたリスクに伴う価値の変化を支配するならば、相殺のレベルは、不安定になる可能性があるためである。同様の要求事項は、IFRS第9号のヘッジ会計の要件に含まれている。



PwC の所見 リスク軽減オプションは、ヘッジ会計よりも運用上単純である。

- IFRS 第 17 号における、保険者がリスク軽減オプションを利用するための要件が適用されるが、ヘッジ会計に必要な複雑な指定や追跡がなくても適用可能である。また、保険者は、会計上のミスマッチが存在する限り、リスク軽減オプションを利用できる。したがって、リスク軽減オプションが利用可能な限り、IFRS 第 9 号で利用可能なツールを使用するよりも、業務上の負担が少なく、より多くの会計上のミスマッチの解消が達成される可能性がある。
- リスク軽減オプションは、当初、保険者が直接連動有配当保険契約(すなわち、変動手数料アプローチが適用される契約)から生じるリスクを軽減するためにデリバティブを使用する場合にのみ利用可能であった。IFRS 第 17 号の修正プロジェクトにおいて、IASB は、保険者が直接連動有配当性保険契約から生じる金融リスクを軽減するために FVPL で測定した金融商品または保有再保険契約を使用する状況までリスク軽減オプションの適用を拡張した。保険者は、通常、契約上のサービス・マージンを調整する直接連動有配当保険契約に金融リスクの影響の変化の一部または全部を、純損益に含める取扱いが認められている。

IFRS 第 17 号にリスク軽減オプションを適用する利点と限界

利点

- 複雑な指定、追跡システム、有効性テスト、もしくは非有効部分の測定を必要とせず、運用上単純である。
- リスク軽減オプションは、保険者がすでに文書 化されたリスク管理の目的と方針を有し、経済 的相殺が存在する限りにおいて適用される。こ れは、保険者にリスク軽減オプションがどの程 度適用されているかを決定するための柔軟性を 与えている。

限界

- 変動手数料アプローチが適用される契約についてのみ利用可能である。
- 将来に向かっての適用のみ利用可能であるため、移行時点ですでに実施されているリスク軽減アプローチに関してのミスマッチの軽減はできない。

6. 結論

異なる測定基礎を有する 2 つの会計基準の相互作用によって、保険者がこれまで検討してこなかった、必然的な会計上のミスマッチの可能性の生成は避けられない。保険者は、IFRS 第9号、IAS 第39号および IFRS 第17号において、これらのミスマッチの一部を軽減する利用可能なツールがある。

IFRS 第 17 号の適用はより簡単であるが、ヘッジ会計の関連条件がすべて満たされている場合には、特定の状況におけるヘッジ会計の適用が有用であると判断する保険者があるかもしれない。資産のヘッジに関するヘッジ会計は、デュレーションのミスマッチを軽減するために用いられ、有用かもしれないが、多くの保険契約のデュレーションは長く、利用可能な資産のデュレーションよりも何倍も長くなるかもしれないため、適用可能性が限られる。負債のヘッジに関しては、保険者が保険契約のオープン・ポートフォリオをどのように管理するかとの整合性が高まる可能性が高いため、公正価値マクロ・ヘッジが最も有用なツールとなるかもしれない。

ヘッジ会計を適用する保険者は、IFRS 第 17 号導入における戦略の一環として、会計上の変動性をどのように軽減するかについて、注意深く検討する必要がある。ヘッジ会計が自らの状況にとって有用なツールとなるかどうかを評価する際には、保険者はコストと便益を特定し、比較考量する必要があろう。ヘッジ会計には、厳格な適格要件の充足と、リスク管理の目的や方針、ヘッジされるリスクの性質などを含む広範な文書化が要求される。また、ヘッジ有効性の要件の充足ならびに非有効部分の測定および認識も要求される。さらに、公正価値マクロ・ヘッジ会計が利用されるためには、保険者はヘッジ対象を適切なタイムバケットで指定し、追跡するシステムを設定するとともに、非有効部分を測定し、必要な償却とリサイクルを行うために必要な計算を行う必要がある。また、ヘッジ会計の適用により、会計上のミスマッチがすべて解消されるわけではなく、ヘッジの非有効部分から生じる変動性を含め、純損益が変動する場合もある。それにもかかわらず、保険者が保険契約のオープン・ポートフォリオを管理する方法と整合性のある、会計上のミスマッチを減らすための有用なツールを提供できるかもしれない。



本資料では、利用可能なツールの概要が示されており、保険者にとっては、コストと便益を考慮した適切なツールの選択が重要になるだろう。最善のアプローチを決定するためには、保険者は、保険契約と資産ポートフォリオの注意深い分析を行う必要がある。これには、異なる方針を選択する異なるシナリオにおける効果の分析も含まれる。ヘッジ会計を適用するかどうかを検討する際には、例えば、すべてのキャッシュ・フローが既知であるか、または高い確実性をもって予測可能である資産のヘッジ、または、より単純で動的でない保険ポートフォリオのヘッジを検討するなど、「簡単に始める」ほうがよいかもしれない。このアプローチ、および特に、公正価値マクロ・ヘッジの使用は、その後のステップとして、より複雑な状況において、検討される可能性があるかもしれない。

本資料が、利用者の皆様の疑問を解決する際の一助となれば幸いです。本資料について質問がある PwC のクライアントの方は、エンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

